

平成 23 年度笠間市事務事業評価調書

【平成 22 年度実施事業】

会計 区分	一般	実施計画 事務事業	○	重要事務 事業	○
----------	----	--------------	---	------------	---

事務事業概要

総合計画項目		コード	4312		評価区分		所管部課名		課内通番		全通番	
政策	4.自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり〔生活環境〕				☒ 評価事業 ☐ 評価外事業		市民生活部 環境保全課		No.		No.	
施策(大)	3. 自然環境にやさしい循環型社会をつくります				予算科目 款 衛生費 項 保健衛生費 目 環境衛生費		細目名 自然エネルギー活用助成事業					
施策(中)	1. 環境保全・公害防止											
施策(小)	2. 自然環境の保全											
事業名	自然エネルギー活用助成事業				事業開始年度		事業終了年度		補助単独の区分		事業費(前3年間)	
					平成22年度		平成24年度		補助		総額 22,708	
									補助率(補助の場合)		市費 4,875	
								45/100		千円		
根拠法令		(政策)笠間市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱, 笠間市二酸化炭素冷媒ヒートポンプ設置費補助金交付要綱				関連計画(関係課)		笠間市環境基本計画				
事業の内容								事業区分		共催者・関係団体		
目的(施策目標)		新エネルギーの有効利用を図り、地球温暖化と環境にやさしいまちづくりを推進する。				☒ 直営 ☐ 委託(含指定管理) ☐ 補助		事業の背景・環境				
対象		一般市民										
手段(インプット)		住宅用太陽光発電システム及び住宅用二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯機設置者への補助				環境基本計画に基づき、環境負荷の少ない資源・エネルギーの有効利用を図り、環境にやさしいまちづくりを推進することで、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。						
事業目標(アウトプット)		温室効果ガスの削減										

投入コスト(インプット)	事業費(直接経費) ①	平成20年度決算額	平成21年度決算額	平成22年度決算額
		千円	千円	17,833 千円
	内 訳(主な経費を記入)	費 円	費 円	負担金補助交付金 費 17,833 円
		費 円	費 円	費 円
		費 円	費 円	費 円
	人件費 ②	0 千円	0 千円	4,875 千円
	職員割合(7,500千円/人)	人 0 円	人 0 円	0.65 人 4,875,000 円
	職員時間外分	時間 0 円	時間 0 円	時間 0 円
	臨時嘱託(6,200円/日)	人 日 0 円	人 日 0 円	人 日 0 円
	非常勤職員(4,500円/日)	人 日 0 円	人 日 0 円	人 日 0 円
	他課の協力分	人 日 0 円	人 日 0 円	人 日 0 円
	総事業費 ③(①+②)	0 千円	0 千円	22,708 千円
	特定財源 ④	0 千円	0 千円	17,833 千円
活動指標(アウトプット)	国庫支出金	円	円	7,236,000 円
	県支出金	円	円	円
	その他の収入	円	円	10,597,000 円
	特定財源の根拠	笠間市地球温暖化防止等事業基金		
	市財源事業費 ③-④	0 千円	0 千円	4,875 千円

活動指標(アウトプット)	活動指標名	単位	平成20年度実績値	平成21年度実績値	平成22年度実績値
	太陽光発電設置費補助	件			49
	エコキュート設置費補助	件			131
	太陽光発電設置費補助	件			253,275円/件
	エコキュート設置費補助	件			78,606円/件
	コスト指標の補足説明	太陽光設置費補助 60,000円/kW(上限250,000円) エコキュート設置費補助 60,000円/台			

成果（アウトカム）	成果指標名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	太陽光発電量累計	kW			184.46
	CO2削減量 発電量累計kW*日照時間1000h*使用割合 0.4*排出係数0.39kg-CO2/kWh	kg-CO2			28,776
	指標では表わせない成果				
	施策（上位目標）への影響		自然エネルギーの有効活用による自然環境の保全が図られる。		
	比較参考値（他団体等）		太陽光発電 11市村で実施 上限90,000～240,000円 エコキュート 6市 40,000円～60,000円		
一次評価	区 分	評 価	評価理由の説明（※客観的かつ具体的な理由を必ず記載してください。）		
	必要性	☐ 非常に高い ☒ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	環境基本計画の資源エネルギーの有効利用に対応した太陽光発電の有効利用を図っている。		
	有効性	☐ 非常に高い ☒ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	国の補助金に加え、追加支援を実施することで、一般住宅への普及推進、市民の環境意識の向上及び地域経済の活性化を図ることができた。		
	効率性	☐ 非常に高い ☒ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	国による補助金制度や余剰電力の買取制度などもあるが、設置費用や減価償却などを勘案し、普及効果としての負担割合は適正と考える。		
その他	事業を廃止した場合の影響	影響の内容とその程度 上記の影響を回避・軽減するための方法	市民の太陽光発電システム等の設置による二酸化炭素削減の意欲が減少する。 国・県による補助制度の紹介・広報		
	評価を向上させるための改善点 （評価がすべて「非常に高い」でない場合に、記載してください。）		補助件数の増加		
	改善により予想される効果		市民の環境意識の向上を図ることができる。		
総合評価（担当部長）	今後の方向性	☒ 現行どおり継続 ☐ 改善し、継続 ☐ 休止又は縮小 ☐ 民間に移管 ☐ 廃止 ☐ 事業完了			
	評価理由	地球温暖化対策の有効な手段の一つとして事業の推進に努める。			
意見	庁議意見				

事業名	自然エネルギー活用助成事業
-----	---------------

担当課	環境保全課
-----	-------

1 事業の目的

自然エネルギーの有効利用を図り，地球温暖化の防止と環境にやさしいまちづくりを推進する。

2 事業の内容

住宅用太陽光発電システムの設置費補助

電力会社と電力需給契約及び余剰電力の販売契約しているもので，太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10kw未満の未使用の住宅用太陽光発電システムの設置費に対し補助する。

補助額：1kw当たり60,000円にシステムの最大出力の合計値を乗じて得た額
上限250,000円

住宅用二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）の設置補助

二酸化炭素冷媒を使用し，年間給湯効率3.1以上の未使用品のヒートポンプ給湯器の設置費に対し補助する。

補助額：60,000円

3 事業の決算状況

○平成22年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
住宅用太陽光発電システム設置費補助金	9,973,000	国庫補助金 4,374,000円
住宅用二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器設置費補助金	7,860,000	国庫補助金 2,862,000円
合 計	17,833,000	

4 事業の結果

太陽光発電システム 49件
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器 131件

環境負荷の少ない資源・エネルギーの有効利用が図られ、環境にやさしいまちづくりに寄与できた。

5 今後の課題・方向性

東日本大震災により電力不足が深刻な問題となる中、自然エネルギーの活用が重要な課題となっており、今後、太陽光発電システムの需要は大きくなるものと考えられる。しかし、太陽光発電システム及び二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器ともに補助金交付要綱は平成24年度をもって効力を失うことから、平成25年度以降についてどうするかが課題となっている。

6 その他

財源

国庫補助 地域住宅交付金（国土交通省所管） 補助率45/100
笠間市地球温暖化防止等事業基金

県内各市町村の状況

太陽光発電システム	11市村で実施	補助額：上限90,000～240,000円
エコキュート	6市で実施	補助額：40,000～60,000円

7 関係法令

笠間市環境基本計画に基づき、資源・エネルギーの有効利用を推進する。

笠間市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

笠間市二酸化炭素冷媒ヒートポンプ設置費補助金交付要綱

○笠間市地球温暖化防止等事業基金条例

平成 18 年 3 月 19 日

条例第 78 号

(設置)

第 1 条 温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に資する事業の推進を図るなど、笠間市の環境政策を積極的に展開するため、笠間市地球温暖化防止等事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平 22 条例 3・全改)

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ安全有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる益金は、一般会計歳入歳出予算に計上し、設置の目的に応じ使用するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、次の各号に定める事業に充てるためでなければ処分することができない。

(1) 地球温暖化防止に資する事業

(2) ごみの減量化に資する事業

(3) 前 2 号に定めるもののほか、環境政策の推進のため必要な事業

(平 22 条例 3・全改)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 19 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の笠間市ごみ減量化推進基金条例(平成 8 年笠間市条例第 7 号)、友部町ごみ減量化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成 11 年友部町条例第 14 号)又は岩間町ごみ減量化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成 11 年岩間町条例第 15 号)の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

附 則(平成 22 年条例第 3 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

MEMO

[illegible]

平成 23 年度笠間市事務事業評価調書

【平成 22 年度実施事業】

会計 区分	一般	実施計画 事務事業		重要事務 事業	
----------	----	--------------	--	------------	--

事務事業概要

総合計画項目		コード	4323		評価区分		所管部課名		課内通番		全通番	
政策		4. 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり〔生活環境〕			☒ 評価事業 ☐ 評価外事業		市民生活部 環境保全課		No.		No.	
施策(大)		3. 自然環境にやさしい循環型社会をつくります			予算科目 款 衛生費 項 清掃費 目 清掃総務費		細目名 笠間市地球温暖化防止等事業基金事業				6	
施策(中)		2. 廃棄物対策										
施策(小)		3. 不法投棄の防止										
事業名		不法投棄防止事業			18年度		継続事業		補助単独の区分 単独 補助率(補助の場合)		事業費(前3年間) 総額 26,109 市費 15,140 千円	
根拠法令		(政策)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 笠間市すみよい環境条例			関連計画 (関係課)		一般廃棄物処理実施計画					
事業の内容							事業区分			共催者・関係団体		
目的 (施策目標)		不法投棄の未然防止、不法投棄物の撤去による清潔な自然環境を目指す。				☒ 直営 ☐ 委託(含指定管理) ☐ 補助		事業の背景・環境				
対 象		一般市民										
手 段 (インプット)		ポイ捨て禁止看板、不法投棄看板等の購入。不法投棄物の収集運搬業務。不法投棄家電処分業務。				事業者及び関係機関と連携し廃棄物の不法投棄を防止し適正な処理を行うことにより公衆衛生の向上と生活環境の保全を図る。						
事業目標 (アウトプット)		不法投棄回収量										

投入コスト(インプット)	事業費(直接経費) ①	平成20年度決算額 千円	平成21年度決算額 6,018 千円	平成22年度決算額 5,241 千円
	内 訳 (主な経費を記入)	費 円	委託料 費 5,727,497 円	委託料 費 5,240,250 円
		費 円	消耗品 費 289,590 円	費 円
		費 円	費 円	費 円
	人件費 ②	0 千円	8,400 千円	6,450 千円
	職員割合(7,500千円/人)	人 0 円	1.12 人 8,400,000 円	0.86 人 6,450,000 円
	職員時間外分	時間 0 円	時間 0 円	時間 0 円
	臨時嘱託(6,200円/日)	人 日 0 円	人 日 0 円	人 日 0 円
	非常勤職員(4,500円/日)	人 日 0 円	人 日 0 円	人 日 0 円
	他課の協力分	人 日 0 円	人 日 0 円	人 日 0 円
総事業費 ③(①+②)		0 千円	14,418 千円	11,691 千円
特定財源 ④		0 千円	5,728 千円	5,241 千円
国庫支出金		円	円	円
県支出金		円	円	円
その他の収入		円	5,727,497 円	5,240,250 円
特定財源の根拠		笠間市地球温暖化防止等事業基金繰入金		
市財源事業費 ③-④		0 千円	8,690 千円	6,450 千円

活動指標(アウトプット)	活動指標名	単位	平成20年度実績値	平成21年度実績値	平成22年度実績値
	不法投棄回収回数	回		246	246
	クリーン作戦集積所数	箇所		442	442
	看板設置数	枚		80	54
	不法投棄回収回数	回		38千円/回	35千円/回
	クリーン作戦回数	回		1,700円/集積所・回	1,600円/集積所・回
	看板作成数	枚		4,200円/枚	-
コスト指標の補足説明			不法投棄回収: (3,893千円 + (6,450千円 × (3,893千円 ÷ 5,241千円))) ÷ 246回/年 クリーン作戦: (960千円 + (6,450千円 × (960千円 ÷ 5,241千円))) ÷ 442集積所 ÷ 3回/年		

成果（アウトカム）	成果指標名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	不法投棄回収量	kg		33,990	30,940
	クリーン作戦回収量	kg		39,130	41,430
	指標では表わせない成果				
	施策（上位目標）への影響	不法投棄の防止及び速やかな撤去等の事業を実施することにより，不法投棄防止を抑制につながり，生活環境の保全を図っている。			
	比較参考値（他団体等）				
一次評価	区 分	評 価	評価理由の説明（※客観的かつ具体的な理由を必ず記載してください。）		
	必要性	☒ 非常に高い ☐ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき，一般廃棄物の不適正処理に対する行政指導・行政処分等の権限は市町村が有していることから，不法投棄の回収，不法投棄防止の監視指導や啓発等についても引き続き市が行う必要がある。		
	有効性	☐ 非常に高い ☒ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	不法投棄は公害苦情の中でも件数が多く，市民事業者に啓蒙活動は行っているが，不法投棄されてしまった物の回収活動も必要である。早期に不法投棄を回収することにより不法投棄場所の集中化を抑制することができる。 また，不法投棄防止看板の設置により，不法投棄行為者へ視覚的に訴えることができる。		
	効率性	☐ 非常に高い ☐ ある程度認められる ☒ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	コストについては，不法投棄やクリーン作戦回収量等と委託料等が比例するものではなく，効率性には抑止力の効果等も考慮する必要があるため，単純に事業費から事業効果を評価できるものではない。		
その他	事業を廃止した場合の影響	影響の内容とその程度 上記の影響を回避・軽減するための方法	不法投棄の増加。		
	評価を向上させるための改善点（評価がすべて「非常に高い」でない場合に，記載してください。）		事業の継続，市民のモラル向上，土地所有者の空き地の適正管理。		
	改善により予想される効果		市民及び県内外事業者のモラル向上，空き地の所有者による適正管理。		
			不法投棄の件数の減少。		
総合評価（担当部長）	今後の方向性	☐ 現行どおり継続 ☒ 改善し，継続 ☐ 休止又は縮小 ☐ 民間に移管 ☐ 廃止 ☐ 事業完了			
	評価理由	不法投棄に対する回収業務委託や不法投棄防止看板の設置等については，引続き実施することとし，今後は，関係ボランティア団体との連携を強化しながら，不法投棄防止事業を推進し，公衆衛生の向上と生活環境の保全を図る。			
意見	庁議意見				

事業名	不法投棄防止事業
-----	----------

担当課	環境保全課
-----	-------

1 事業の目的

市民の生活環境を保全するため、廃棄物の不法投棄産業廃棄物等の不適正処理の未然防止，拡大防止を行うとともに，不法投棄廃棄物の原状回復等の措置を行う。

2 事業の内容

(1) 幹線道路定期清掃業務委託による回収活動

市町村合併前には，旧笠間市・旧岩間町において，同様の事業を実施して合併後も継続していたが，その後，回収活動により不法投棄の減少効果があるため，友部地区を加え市内全地区で実施を始めた。

シルバー人材センターにポイ捨てごみの回収業務を委託し，市内を巡回し幹線道路に捨てられたごみを拾っている。

スケジュール：月・木曜日（岩間地区），水曜日（友部地区），火・金曜日（笠間地区）

(2) 市内一斉クリーン作戦の実施

市町村合併前には，旧 3 市町で同様の事業を実施していたが，合併後には，市が年 3 回，市民に参加を呼びかけ，行政区単位で，道路など住宅周辺のごみ拾いを行っている。

このクリーン作戦で発生したごみの回収運搬を委託している。

スケジュール：6 月，11 月，3 月

(3) 不法投棄収集運搬業務

不法投棄された廃家電を回収したものを，処分する委託

(4) その他の不法投棄対策事業

○不法投棄防止看板による啓発

看板を区長等に配布して，不法投棄防止を図っている。

3 事業の決算状況

○平成 22 年度決算状況

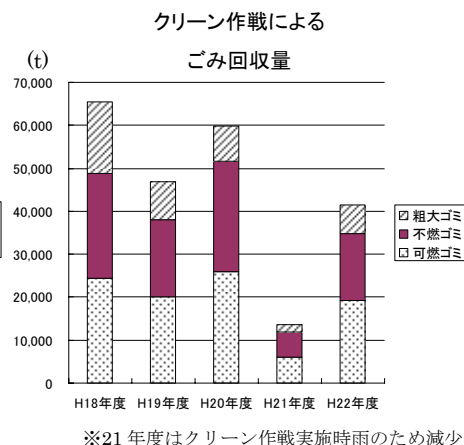
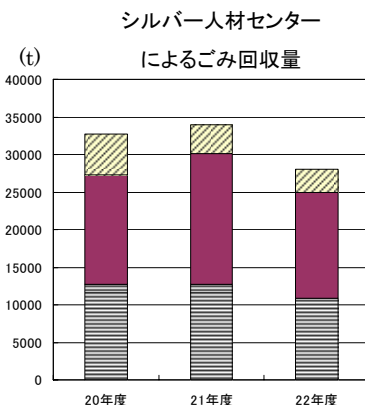
内 容	金 額 (円)	備 考
委託料	3, 892, 800	不法投棄監視及び廃棄物回収
〃	960, 000	クリーン作戦ごみ収集運搬
〃	387, 450	不法投棄収集運搬
合 計	5, 240, 250	

4 事業の結果

○不法投棄については、ごみが捨てられている場所に、別の行為者が同じ場所に不法投棄を行う場合が多いため、早期にごみの撤去等を実施する必要がある。

シルバー人材センターによるゴミ回収量は、3ヵ年平均で約31トン、クリーン作戦においても、5ヵ年平均で約45トンであり、早期のごみ回収により、不法投棄抑制の効果を上げていると考える。

○不法投棄防止看板を、以前、不法投棄された場所等に設置することにより、行為者に対し、不法投棄を行わない抑止力となり効果を上げている。



5 今後の課題・方向性

不法投棄は、周辺的生活環境に悪影響を与え、その支障の除去等を行うには多大な経費を要することから、早期発見・早期対応に努め、拡大の未然防止を図ることが重要である。

また、家電リサイクル法の施行により、リサイクル費用が発生するテレビなどの不法投棄が増加しているため、監視体制を強化する必要がある。

6 その他

新規の事案に加えて、事案の悪質巧妙化により解決が困難な事案が増えていることから、体制の強化並びに県や警察組織など関係機関との連携を強化する必要がある。

また、市民ボランティア団体と連携を図り、ポイ捨てごみの回収を強化し、更なる不法投棄発生を抑止力として活用していく。

7 関係法令

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(投棄禁止)

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

○笠間市すみよい環境条例

第5条 何人も空き地(現に人が使用していない土地(現に人が使用している土地であっても、相当の空閑部分を有することにより人が使用していない土地と同様にあるものを含む。)をいう。以下同じ。)に、みだりにごみ(飲食料を収納していた缶、瓶その他の容器(以下「空き缶等」という。)、たばこの吸い殻及びチューインガムの噛みかすをいう。以下同じ。)を捨ててはならない。

第6条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)において、みだりにごみを捨ててはならない。

第38条 第6条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

平成 23 年度笠間市事務事業評価調書

【平成 22 年度実施事業】

会計 区分	一般	実施計画 事務事業	○	重要事務 事業	○
----------	----	--------------	---	------------	---

事務事業概要	総合計画項目		コード	2213		評価区分		所管部課名		課内通番		全通番	
	政策	2.多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり〔産 業〕			☒ 評価事業 ☐ 評価外事業		産業経済部 農政課		No.		No.		
	施策(大)	2. 豊かな恵みを実感できる農林業を振興します									7		
	施策(中)	1. 農林業			予算科目	款	05 農林水産業費		細目名	遊休農地活用緊急対策事業			
						項	01 農業費						
						目	03 農業振興費						
	施策(小)	3. 農業経営の安定化			事業開始年度		事業終了年度		補助単独の区分		事業費(前3年間)		
	事業名	遊休農地活用緊急対策事業			H19		継続事業		補助		総額		34,414
									補助率(補助の場合)		市費		30,361
											千円		
	根拠法令	(政策)笠間市農業振興対策事業補助金等交付要綱				関連計画(関係課)		笠間市農林業振興基本計画					
	事業の内容								事業区分		共催者・関係団体		
目 的 (施策目標)	遊休農地の解消, 抑制							☒ 直営 ☐ 委託(含指定管理)					
対 象	市内農地所有者							☒ 補助					
								事業の背景・環境					
手 段 (インプット)	遊休農地の解消と抑制に向けたモデル事業の実施							年々増加する遊休農地は全国的にも問題となっており、笠間市においても農地全体の19%が遊休農地である。 農業者の高齢化及び後継者不足等により増加傾向にある遊休農地の対策に向けた事業。					
事業目標 (アウトプット)	遊休農地解消面積												

投入コスト(インプット)	事業費(直接経費) ①	平成20年度決算額	平成21年度決算額	平成22年度決算額
	内 訳 (主な経費を記入)	需要 費 1,824 千円 委託料 費 1,157,338 円 費 427,321 円 費 円	需要 費 1,903 千円 委託 費 1,067,872 円 費 776,534 円 費 円	需要 費 2,307 千円 委託料 費 1,292,793 円 費 826,829 円 費 円
	人件費 ②	18,588 千円	5,301 千円	4,491 千円
	職員割合(7,500千円/人)	2.44 人 18,300,000 円	0.63 人 4,725,000 円	0.57 人 4,275,000 円
	職員時間外分	120 時間 288,000 円	240 時間 576,000 円	90 時間 216,000 円
	臨時嘱託(6,200円/日)	人 日 0 円	人 日 0 円	人 日 0 円
	非常勤職員(4,500円/日)	人 日 0 円	人 日 0 円	人 日 0 円
	他課の協力分	人 日 0 円	人 日 0 円	人 日 0 円
	総事業費 ③(①+②)	20,412 千円	7,204 千円	6,798 千円
	特定財源 ④	0 千円	1,993 千円	2,060 千円
	国庫支出金	円	円	円
	県支出金	円	円	円
	その他の収入	円	1,992,884 円	2,060,088 円
	特定財源の根拠	農業活性化対策基金より 2,060,088円		
市財源事業費 ③-④		20,412 千円	5,211 千円	4,738 千円

活動指標(アウトプット)	活動指標名	単位	平成20年度実績値	平成21年度実績値	平成22年度実績値
	遊休農地解消面積	a	246	180	198
	遊休農地解消面積	a	82,975円/a	40,022円/a	34,333 円/a
	コスト指標の補足説明				

成果（アウトカム）	成果指標名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	遊休農地解消面積	a	246	180	198
	指標では表わせない成果	平成22年度より国の事業として耕作放棄地再生事業が開始され、認定農業者2名が約2haの再生事業を行った。この事業主体を地域のモデルとして支援し、今後、耕作放棄地解消に向けた足がかりとする。			
施策（上位目標）への影響	再生事業を実施した2名を、農業経営の安定化が図れるよう関係機関の連携により支援し、地域のモデル的な経営を行うことにより、他の地域への波及効果が見込める。				
比較参考値（他団体等）	近隣市町の取り組み状況は、小美玉市2名169a、茨城町2名90a、城里町1名261aを実施。主に野菜、そば等を栽培計画をしている。				
一次評価	区 分	評 価	評価理由の説明（※客観的かつ具体的な理由を必ず記載してください。）		
	必要性	☒ 非常に高い ☐ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	農業従事者の高齢化に伴い、特に畑地の荒廃が進み耕作放棄地が増加しており、本事業を含め遊休農地解消に向けた事業は必要である。		
	有効性	☒ 非常に高い ☐ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	遊休農地を解消するための取組みとして有効性が高い。		
	効率性	☐ 非常に高い ☒ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	食糧の安定供給を図るにあたって、市内の遊休農地の解消と抑制には効率性はある程度認められる。		
その他	事業を廃止した場合の影響	影響の内容とその程度 耕作放棄地の解消が出来なくなり、増加することが懸念される。			
		上記の影響を回避・軽減するための方法	代替策はない。		
	評価を向上させるための改善点（評価がすべて「非常に高い」でない場合に、記載してください。）	22年度については、2名の取り組みであったが、この補助事業を広く啓発することにより遊休農地の解消抑制の効率性を向上させる。			
	改善により予想される効果	個人・団体・地域での取り組みにより、遊休農地の解消・抑制につながる。			
総合評価（担当部長）	今後の方向性	☒ 現行どおり継続 ☐ 改善し、継続 ☐ 休止又は縮小 ☐ 民間に移管 ☐ 廃止 ☐ 事業完了			
	評価理由	耕作放棄地の解消は市にとっても大きな問題であり、今後課題や実施方法模索しながら実施していくこと。			
意見	庁議意見				

事業名	遊休農地活用緊急対策事業
-----	--------------

担当課	農政課
-----	-----

1 事業の目的

食糧事情が不安定化し、また農地面積の減少が見込まれる中で、食糧の安定供給を図るためには、優良農地の確保と遊休農地の解消は必要不可欠なものである。そのため、遊休農地の発生要因や荒廃の状況、権利関係、土地所有者や周辺農業者等の引き受け手となり得るものの態様など、実態の把握に努めるとともに、市内の遊休農地の解消と抑制を図ることを目的とする。

2 事業の内容

年々増加する遊休農地は、全国的にも問題となっており、平成22年度では、農地全体面積の約19%、769ヘクタールが遊休農地となっている【農林業センサスによる】。その背景には、農業者の高齢化及び後継者不足などがあり、早急な対策が求められている。

笠間市では、平成19年度から遊休農地の解消および抑制に向けたモデル事業を実施し、検討を進めてきた。

平成22年度は、①家畜放牧による解消策推進および猪等有害鳥獣被害対策として、電気柵設置講習会及び電気柵貸出事業を市内の農業者を対象として実施。②過去にモデル事業として市が解消した遊休農地の管理を行う地域団体へ、遊休農地抑制に関する活動への支援を実施。③国の事業である耕作放棄地再生利用交付金事業の啓発及び相談の実施。

3 事業の決算状況

○平成22年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
需用費	1, 2 9 2, 7 9 3	
委託料	8 2 6, 8 2 9	
報償費	1 2 9, 6 3 4	
使用料及び賃借料	3 0, 0 0 0	
役務費	2 2, 5 8 0	
旅費	6, 0 0 0	
合 計	2, 3 0 7, 8 3 6	

4 事業の結果

○電気柵設置講習会及び電気柵貸出

講習会は、7月に1回実施し、室内での遊休農地の現状や有害鳥獣被害の現状について講義を行い、その後片庭地区においての電気柵設置の実務講習を行った。参加人数10名。

電気柵貸出は、10件の申込みや問合せがあり、2件の貸出を行った。

○地域活動支援

下市毛地区および福原地区において、景観形成を目的とした油糧作物（菜種）の栽培支援を行い、約2ヘクタールの遊休農地抑制を行った。

○耕作放棄地再生事業の推進

国の事業として21年度から創設された耕作放棄地再生利用交付金の啓発を行い、2件の認定農業者による再生支援を行い、約2ヘクタールの解消を図った。

5 今後の課題・方向性

モデル事業の実施により、解消の手法（放牧・景観作物栽培）はほぼ確立したが、解消対策に結びつけるための誘導及び助成措置の検討が課題と考える。

また、国の事業である耕作放棄地再生利用交付金の利用促進を図るため、市の上乗せ補助を実施し、遊休農地の抜本的解消を図っていく。

6 その他

7 関係法令

農地法

第2条の2 農地の権利を有する者の責務の明確化

第32条～第35条 耕作放棄地対策

耕作放棄地を放置すると

病害虫の温床



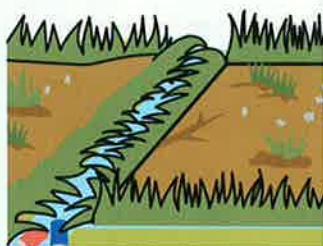
鳥獣被害の拡大



農地の利用集積の阻害



水利施設への支障



景観の悪化



産業廃棄物の不法投棄の恐れ



こまったなあ

荒れたまま借りてくれる
人もいないしなあ…



そんなときは…

耕作放棄地対策協議会にご相談下さい!

耕作放棄地対策協議会は
なにをやってくれるの?



協議会は
耕作放棄地の所有者と
引き受け手の間に入り、
荒廃状況調査や権利関係の
調査・調整、計画づくり
を行います。

耕作放棄地再生利用交付金

所有者に代わり耕作放棄地を再生・利用する取組を支援します

平成22年度支援メニュー

①再生作業（障害物除去・深耕・整地等）

荒廃の程度に応じ、**3または5万円/10a**

- 再生作業経費が6～10万円/10aの場合
…3万円/10aを交付
- 再生作業経費が10万円/10a以上の場合
…5万円/10aを交付



⑥農地利用者の初期投資を支援

- 農業用機械（中古を含む。）の購入（協議会にて購入し、農家へ管理委託又は貸与して使用）
- 農業用機械のリース
- 農業用施設（ハウス、果樹棚等）の整備

→ 経費の**1/2**以内等を補助



②土壌改良 **2.5万円/10a**（最大2年間）

必要に応じ、堆肥投入や緑肥栽培などの土づくりに対し、最大2年間交付



⑦再生利用の促進の取組を支援（定額）

- 協議会、再生利用者、販売業者等の関係者間における経営課題解消に向けた連絡調整を支援
- 耕作放棄地を再生利用することの機運を高めるために行う実証ほ場の設置・運営を支援
- 加工品の試作や試験販売も支援
- 経営相談やマーケットリサーチも支援



③営農定着 **2.5万円/10a**（1年間）

再生農地に作物を作付する際の支援として交付（水田を除く）



④施設等補完整備（補助率**1/2**以内等）

用排水施設、農道、市民農園等の整備する場合にその**1/2**等を補助



⑤重機等が必要な再生作業を支援

- 荒廃が進み再生作業経費が10万円/10a以上必要な場合は、その費用の**1/2**以内等を補助

例）再生作業経費30万円の場合、**15万円**を交付



※所有者が自助努力等によって再生作業を行い（再生作業経費が6万円以上/10aが条件）営農を再開する場合、①以外の支援を受けることができます。

耕作放棄地再生の流れ

〔山形県酒田市 耕作放棄地再生の事例より〕



耕作放棄地の状況を調査します



雑草の除去や整地など再生作業を行います



必要ならば土壌改良を行い、営農を再開します

平成 23 年度笠間市事務事業評価調書

【平成 22 年度実施事業】

会計 区分	一般	実施計画 事務事業	○	重要事務 事業	
----------	----	--------------	---	------------	--

事務事業概要	総合計画項目	コード	2215	評価区分	所管部課名	課内通番	全通番	
	政策	2.多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり〔産 業〕		☒ 評価事業 ☐ 評価外事業	産業経済部 農政課	No.	No.	
	施策(大)	2. 豊かな恵みを実感できる農林業を振興します					8	
	施策(中)	1. 農林業		予算科目 05 農林水産業費 01 農業費 03 農業振興費	細目名	地場農産物振興拡大事業		
	施策(小)	5. 地産地消の推進		事業開始年度	事業終了年度	補助単独の区分	事業費(前3年間)	
	事業名	地場農産物振興拡大事業	H21	継続事業	単独	総額	12,754	
					補助率(補助の場合)	市費	12,754	
						千円		
	根拠法令	政策	関連計画(関係課)	笠間市農林業振興基本計画				
	事業の内容				事業区分	共催者・関係団体		
目的(施策目標)	笠間市産農産物の市内流通の推進			☒ 直営 ☐ 委託(含指定管理) ☐ 補助				
対象	農産物生産者、一般消費者			事業の背景・環境				
手段(インプット)	栽培講習会、加工品開発、学校給食への地場農産物の提供			農産物の生産振興、生産者の組織化により農業経営の安定化を図るため、学校給食の食材提供拡大、地産地消の推進、栽培技術の承継などに取組む。				
事業目標(アウトプット)	講習会参加者数 加工品の商品化 学校給食への納入数量							

投入コスト（インプット）		平成20年度決算額			平成21年度決算額			平成22年度決算額			
	事業費(直接経費) ①		千円			161 千円			244 千円		
	内 訳 (主な経費を記入)	費	円	報償	費	120,000 円	報償	費	124,284 円		
		費	円	旅	費	1,000 円	需要	費	117,141 円		
		費	円	需要	費	40,224 円		費	円		
	人件費 ②		0 千円			6,675 千円			5,674 千円		
	職員割合(7,500千円/人)		人	0 円	0.89 人	6,675,000 円	0.72 人	5,400,000 円			
	職員時間外分		時間	0 円	時間	0 円	114 時間	273,600 円			
	臨時嘱託(6,200円/日)		人 日	0 円	人 日	0 円	人 日	0 円			
	非常勤職員(4,500円/日)		人 日	0 円	人 日	0 円	人 日	0 円			
	他課の協力分		人 日	0 円	人 日	0 円	人 日	0 円			
	総事業費 ③(①+②)		0 千円			6,836 千円			5,918 千円		
	特定財源 ④		0 千円			0 千円			0 千円		
	国庫支出金		円			円			円		
	県支出金		円			円			円		
その他の収入		円			円			円			
特定財源の根拠											
市財源事業費 ③-④		0 千円			6,836 千円			5,918 千円			

活動指標(アウトプット)	活動指標名	単位	平成20年度実績値	平成21年度実績値	平成22年度実績値
	栽培講習会	回		7	6
	加工品調整回数	回		6	10
	学校給食調整回数	回			23
	栽培講習会	回		488,285円/回	328,777円/回
	加工品調整回数	回		569,666円/回	197,266円/回
	学校給食調整回数	回			85,768円/回
コスト指標	コスト指標の補足説明				

成果（アウトカム）	成果指標名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	栽培講習会延べ参加者	名		28	37
	加工品商品化数	商品			1
	学校給食納入数量	kg			5品目 2,356kg
	指標では表わせない成果		・漬物については、商品として販売開始。 ・加工品については、事業者との試作開発段階。 ・学校給食への農産物提供については、岩間学校給食センターに試験納入と納入体制を確立。		
施策（上位目標）への影響	農産物を加工し付加価値を付けた販売を行なうことにより、生産者の所得向上を図る。				
比較参考値（他団体等）	学校給食への提供拡大について、地場農産物を使用する意識は高まっているが、市町村より給食センター方式や自校方式による違い、使用する食材量の違い、産地としての生産量の違い等により、数値で表すことはできない。				
一次評価	区 分	評 価	評価理由の説明（※客観的かつ具体的な理由を必ず記載してください。）		
	必要性	☒ 非常に高い ☐ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	農産物の新たな加工品としての商品開発、地産地消として地域住民の農業への理解を高める効果もあり必要な事業である。		
	有効性	☐ 非常に高い ☒ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	地場農産物の学校給食への導入は「地産地消」、加工は「6次産業化」の推進など施策に合致しており、事業の有効性は高い。		
	効率性	☐ 非常に高い ☒ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	学校給食へ提供する農産物の生産体制について生産者、行政、JA等の協力も必要であり、現段階では効率性は求められない。		
その他	事業を廃止した場合の影響	影響の内容とその程度 上記の影響を回避・軽減するための方法	生産者の育成や付加価値販売への誘導を止めた場合は、生産者の営農意欲や所得の減少につながる。 代替策はなく事業の継続が必要である。		
	評価を向上させるための改善点（評価がすべて「非常に高い」でない場合に、記載してください。）	学校給食への提供拡大については、教育委員会との調整が必要。			
	改善により予想される効果	学校給食における地場農産物の使用比率向上。			
総合評価（担当部長）	今後の方向性	☒ 現行どおり継続 ☐ 改善し、継続 ☐ 休止又は縮小 ☐ 民間に移管 ☐ 廃止 ☐ 事業完了			
	評価理由	地場農産物の生産振興を図り、学校給食の食材提供拡大や地産地消の推進、栽培技術の承継など、また生産者の組織化により農業経営の安定化を図るに当たって必要な事業である。			
意見	庁議意見				

事業名	地場農産物振興拡大事業
-----	-------------

担当課	農政課
-----	-----

1 事業の目的

農産物生産者や一般消費者に対して，栽培講習会の開催や加工品の開発，あるいは学校給食への地場農産物の提供を通じて，笠間市産農産物の市内流通の更なる推進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

近年，消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取組が進む中で，消費者と生産者を結びつける地産地消への期待が高まってきている。また，生産と加工・販売の一体化や，地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなどの6次産業化が注目されている。

このような中で，農産物の生産振興や生産者の組織化による農業経営の安定化を図るため，学校給食の食材提供拡大，新たな農産加工品の開発，栽培技術の承継などに取組むことが重要となっている。

3 事業の決算状況

○平成22年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
報償費	124,284	栽培講習会講師謝礼等
需用費	117,141	カブ種子代，お茶代等
旅費	3,000	研修会参加旅費
合 計	244,425	

4 事業の結果

カブを使った漬物が商品化され販売を開始したほか、県の農産加工指導センター等と協議しながら、新たな梨の加工品等の試作品の検討を実施している。また、かぼちゃの栽培講習会を実施し、7名が参加したほか、学校給食用としては5品目（ネギ・ニンジン・ハクサイ・生シイタケ・キャベツ）、合計2,356kgを出荷した。

これらのことにより、笠間市産農産物の市内流通の推進が図られた。



赤かぶの甘酢漬け商品

5 今後の課題・方向性

学校給食の食材供給としての地産地消，あるいは加工品の開発は6次産業化の推進につながる事業であり施策に合致しており，引き続き継続していく。

学校給食への提供拡大については，教育委員会との調整が必要となる。

6 その他

7 関係法令

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化法）：平成22年12月3日 六次産業化法が公布。

この法律は、

- (1) 農林漁業者による加工・販売への進出等の「6次産業化」に関する施策
- (2) 地域の農林水産物の利用を促進する「地産地消等」に関する施策

これらを総合的に推進することにより、農林漁業の振興等を図ることを目指しています。